

要求水準書(案)に関する意見書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	60	6	1	1-6	(1)					光熱水費	「光熱水費は、全て事業者の負担とする。」とありますが、水光熱費相当分サービス対価から事業者が支払いを負担することとしていただきたくお願い申し上げます。 また、水光熱費相当分サービス対価は、直近2年程度の使用実績や単価等を元に設定・改訂に反映いただきたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
2	要求水準書	67	6	2	2-2						開館時間	現在、サッカー場の運営時間が日没までとなっておりますが、社会人ニーズを満たすため、照明を設置した上でスポーツセンターと同様の開館時間とすべきではないかと提言いたします。	事業者の提案にて市の所有する施設としてサッカー場の照明を設置した場合、サッカー場の開館時間の条例変更の協議に応じます。なお、照明の利用料金も市の条例によるものとします。
3	要求水準書	81	6	3	3-11	(3)					利用者サービス業務	新水泳場以外での自動販売機設置を認めない旨が記載されておりますが、自動販売機の設置は利便性向上による直接的な利用者サービスの向上のみならず、収入を各種自主事業などの財源とすることでの市民サービスの向上にも繋がります。そのため、園路など設置可能なエリアの緩和のご検討を提言いたします。	新水泳場以外では体育協会が自動販売機を設置しているため民間事業者の自動販売機の設置を不可とします。